

岩手県告示第 1070 号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成 4 年法律第 76 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり地方拠点都市地域を変更する。

平成 18 年 11 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 変更に係る地方拠点都市地域の名称 北上中部地方拠点都市地域
- 2 変更後の指定地域 北上市、花巻市及び奥州市並びに胆沢郡金ヶ崎町の区域